

暮らしの情報

※詳しいことは圓にお問い合わせください。

行政

年度末・年度始めは
市民課などの窓口業務を延長

▼延長期間・時間 3月26日④～4月7日④（土・日曜日を除く）。午後6時15分まで。

▼延長窓口 本庁の市民課・国保年金課・納税課・課税課・福祉課・高齢者支援課・子育て支援課。 ※住民基本台帳カードを持っている人の転入手続きは、午後5時15分までの受け付けとなります。

※水道の開閉栓は、電話②1111でのみ随時受け付けを行います。
▼引越しの手続きに必要なもの ①印かん②身分証明書（官公署発行の顔写真付きの身分証明書

（運転免許証・パスポートなど）③印鑑登録証（市外へ引越しをする場合）④国民健康保険被保険者証⑤後期高齢者医療被保険者証⑥介護保険被保険者証⑦子ども医療費受給者証⑧住民基本台帳カード
※保険証などは交付を受けているものを持参してください。

※市外へ引越す場合、転出先の市区町村に転出した日から14日以内に届出をしてください。転入手続きには、「転出証明書」が必要です。

※市内で引越しをした場合は、転居した日から14日以内に届出をしてください。

○本庁・市民課
柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）とは、骨折やねんざなどの痛みに対して施術を行う専門家です。 施術によって、健康保険

の対象になる場合とならない場合があります。主に肉体的疲労や肩こり、症状の改善が見られない長期の施術などは対象になりません。全額自己負担になります。 施術を受ける前に確認をして、正しく施術を受けましょう。 詳細は、本庁・国保年金課へお尋ねください。

固定資産税に関するお知らせ

平成27年度の固定資産税の課税対象となる土地・家屋の評価額などを記載した「土地および家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧や、「固定資産税課税台帳（名寄帳）」の閲覧と写しの申請ができます。

○本庁・家屋価格等縦覧帳簿

▼対象 市内に土地または家屋を持つ納税者（または代理人）、納税管理人。
▼期間 4月1日④～6月30日④（土・日曜日、祝日を除く）。午前8時30分～午後5時15分。

内容②（土地）所在・地番・地目・地積・評価額（家屋）所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額。

※所有者の住所・氏名・名称や、非課税物件などは記載していません。
○固定資産税課税台帳（名寄帳）

▼対象 ①納税義務者（または代理人）、納税管理人 ②土地・家屋を借りている人で賃借料を支払っている人 ③土地・家屋の所有者や管財人など固定資産を処分する権利がある人。

▼開始日 4月1日④から（土・日曜日、祝日を除く）。午前8時30分～午後5時15分。

■持参品 ①A運転免許証など本人確認ができるもの（代理のときは委任状も必要）。 ②Bは賃貸借契約書や賃借料払込領収書などの資格を証明できるもの（可能であれば法人印も持参）。

■縦覧・申請場所 本庁・課税課（縦覧は全市域

分）、各支所担当課（縦覧は各支所管内分）。

○本庁・課税課

下水道などの一部を新たに供用開始します

4月1日④から、次の区域の一部を新たに供用開始します。

- ▼下水道処理区域 亀場町、天草町高浜の各一部。
- ▼漁業集落排水処理区域 佐伊津町の各一部。
- ▼農業集落排水処理区域 倉岳町棚底の各一部。

- ▼倉岳町棚底の区域 倉岳支所。
- ▼本庁・下水道課 34

本渡地域の市政に関する要望・相談は“ポルト”へ

本渡地域の市政に関する要望・相談を、天草宝島国際交流会館ポルト2階の、まちづくり支援課で受け付けています。お気軽にご相談ください。

また、観光振興課もポルト2階に移転しています。お気軽にお立ち寄りください。

▶受付時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）。

○まちづくり支援課 ☎326661
観光振興課 ☎326787 / FAX ☎1999

市有地の売却情報

下表の物件は、未利用市有地のうち、個人や民間事業者などへ公売（一般競争入札）が可能な土地・建物です。譲渡を受けたい人は、本庁・管財課または各支所へ申し出

てください。申し出があった物件から公売の手続きを行います。

※都合により売却などを中止することがありますので、あらかじめご了承ください。

所在地	種別	地目	面積
① 柵宇土町字西1916（旧柵宇土小学校教職員住宅跡地）	土地	宅地	461.85㎡
② 佐伊津町字中明瀬463-5		原野	330.00㎡
③ 佐伊津町字中明瀬463-6		宅地	330.00㎡
④ 久玉町字新久玉5713-40			167.13㎡
⑤ 久玉町字堂面1209-1			436.49㎡
⑥ 有明町須子字猪ノ尻2709（旧須子保育所跡地）			1,189.99㎡
⑦ 有明町赤崎字上原2010-5（旧赤崎駐在所跡地）		323.91㎡	
⑧ 有明町上津浦字大田原952-5（旧上津浦郵便局跡地）		雑種地	329㎡
⑨ 有明町大島字下2566-2（旧島子駐在所跡地）		宅地	387.44㎡
⑩ 有明町上津浦字上山川4317-1（旧浦和小学校校長住宅）			327.01㎡

○本庁・管財課

情報公開条例と個人情報保護条例の運用状況のお知らせ

市では、透明性の高い市政運営と市民参加による“より開かれた市政”の実現を旨として、「情報公開条例」と「個人情報保護条例」を施行しています。条例では、行政文書の公開請求の件数や処理状況などを年1回公表することとしています。今回は、平成25年度分の運用状況をお知らせします。

■情報公開条例の運用状況

①行政文書の公開請求の件数と処理状況

実施機関名	請求者数	請求件数	請求に対する決定の内容		
			全部公開	一部公開	非公開
市長	62	199	80	114	5
教育委員会	3	6	2	4	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監査委員	1	17	17	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
病院事業の管理者	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	66	222	99	118	5

②不服申し立て件数…0件

※「請求件数」とは、公開請求の対象となる書類別の件数です。例えば、領収書や支出伝票などをそれぞれ個別に1件として数えたものです。

■個人情報保護条例の運用状況

①自己情報の開示請求の件数と処理状況

実施機関名	請求者数	請求件数	請求に対する決定の内容		
			全部公開	一部開示	不開示
市長	6	7	3	2	2
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
病院事業の管理者	3	3	3	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	9	10	6	2	2

②不服申し立て件数…0件

○本庁・総務課